

## 【R8年度実施】 西之表市人材確保対策事業

不足する各産業の人材を支援するため、今年度も下記の実施します。資格を生かして再就職を検討している方など、詳しくは各分野の担当課にお問い合わせください（裏面参照）

### ◆ 具体的な支援策 ※必須条件：西之表市に住民登録していること

#### 対象者その①：Uターン者

（西之表市へ転入後6カ月以内に就職する者）

- ★ 全業種を対象(常勤)
  - Uターン就職者奨励金 20万円
  - 新卒等就職者奨励金 5万円

- ★ 特定産業分野(常勤) ※追加支援
  - 家族加算（1人5万円※4名まで）
  - 家賃補助（1/2※上限月額3万円） 3年間

#### 対象者その②：市内在住者

- ★ 全業種を対象
  - 新卒等就職者奨励金  
常勤5万円 非常勤2.5万円

- ★ 特定産業分野 ※追加支援
  - 就職者奨励金（商品券）  
常勤5万円 非常勤2.5万円

#### ★特定産業分野※

勤続奨励金(商品券) 1年目 5万円→ 2年目 5万円→ 3年目 5万円

※特に対策が必要な医療・介護・福祉・農林水産業・交通(新規)を「特定産業分野」と位置づけ、各種奨励金等を準備。

資格の種類や事業所など、各産業分野で条件がありますので、詳細については、各課にお問い合わせください。（裏面）

# ★各分野の資格・事業所について

※詳細については、担当にお問い合わせください

	資格 等	事業所	担当
医療	助産師・保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技士・薬剤師・社会福祉士・精神保健福祉士・管理栄養士・栄養士・保育士・歯科衛生士	市内に所在する医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所	健康保険課健康増進係 (保健センターすこやか) 電話0997-24-3233 0997-22-1111 (内線327)
介護	介護福祉士、社会福祉士、保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・管理栄養士・栄養士・介護支援専門員・精神保健福祉士・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・社会福祉主事の任用資格等・はり師・きゅう師・その他	市内に所在する介護保険法に規定する居宅介護(予防)サービス事業所・地域密着型介護(予防)サービス事業所・居宅介護(予防)支援事業所・介護老人福祉施設及び介護老人保健施設	高齢者支援課介護保険係 電話0997-22-1111 (内線362)
子育て	保育士・幼稚園教諭	市内に所在する保育所、認定こども園、幼稚園	福祉事務所子育て支援係 電話0997-22-1111 (内線328)
障害福祉	支援員・世話人・指導員・生活支援員・相談支援専門員・就労支援員・職業指導員・作業指導員・保育士・児童指導員・サービス管理責任者・児童発達管理責任者・看護師・准看護師・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・栄養士・管理栄養士・訪問介護員・その他	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定するサービスを提供する施設や事業所並びに児童福祉法第6条の2の2に規定するサービスを提供する事業所で、種子島内に所在する事業所	福祉事務所社会福祉係 電話0997-22-1111 (内線321)
農業	右記事業所に、期間の定めのない雇用契約を締結し、常勤であること 等	農業法人・農業者(青色申告者に限る)・種子屋久農業協同組合営農部西之表営農販売課営農指導係・公益社団法人西之表市農業振興公社	農林水産課農政管理係 電話0997-22-1111 (内線245)
林業	右記事業所に、期間の定めのない雇用契約を締結し、常勤であること 等	市内に所在する林業に関する事業を運営する事業所等	農林水産課林務係 電話0997-22-1111 (内線244)
水産	右記事業所に、期間の定めのない雇用契約を締結し、常勤であること 等	市内に所在する概ね年間を通じて漁業を営む漁業協同組合・漁業法人・水産業事業体	農林水産課水産係 電話0997-22-1111 (内線243)
交通	大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許、普通自動車第2種免許を保有する者	道路運送法第4条の許可のうち、同法第3条第1号の種別を有する西之表市内を営業区域として現に運行している交通事業所	企画課政策推進係 電話0997-22-1111 (内線211)
商工	右記事業所に正社員として採用が内定している、市外からの転入者	①中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者・②①に該当しない法人であって、資本金等の額が3億円以下であるもの等	経済観光課商工政策係 電話0997-22-1111 (内線271)